

平成 18 年度第 5 回西東京市国民健康保険運営協議会議事録

1.日時 平成 19 年 1 月 26 日（金曜日）

午後 7 時 00 分 開会 午後 8 時 56 分 閉会

2.場所 田無庁舎議会棟 4 階第 3 委員会室

3.付議事案 別紙のとおり

4.出席委員

被保険者代表：葛木 秀明 佐々木 茂 平野 裕二 本橋 英次

保険医代表：玉置 肇 知念 俊昭 金城 寛 吉岡 政雄

公益代表：清水 文子 松川 正秀 神山 久男

被用者保険等保険者代表：関野 元男

5.欠席委員 安達 伸一 吉岡 重保 月井 千枝 栗林 晴彦 竹田 和行

6.事務局 市民生活部長：神作 保険年金課長：冥賀 国保給付係長：藤沢 国

保給付係主査：石橋 国保加入第 1 係長：小柳

7.会議録署名委員 知念 俊昭 金城 寛

8.配付資料

資料 1 各市国民健康保険税・料の医療分賦課限度額（56 万円）について

資料 2 介護保険料

資料 3 の 1 国民健康保険料 介護分 予測

資料 3 の 2 同 所得階層

資料 4 平成 16～19 年度の財政状況の推移〔一般被保険者分〕

資料 5 の 1 国民健康保険料 医療分 予測

資料 5 の 2 同 所得階層

平成 18 年度第 5 回西東京市国民健康保険運営協議会

1 開会

清水会長

時間になりましたので、第 5 回国民健康保険運営協議会を開会いたします。

それでは初めに、きょうの会議は定足数に達しておりますことを報告いたします。

また、安達委員、月井委員、栗林委員、竹田委員からは事前に御欠席の御連絡がございましたことを報告いたします。

2 会議録署名委員の指名

清水会長

それでは、本日の会議録署名委員を知念委員と金城委員にお願いしたいと思いますので、よろしくどうぞお願いいたします。

傍聴者確認

清水会長

それでは、傍聴者の方はいかがでしょうか。

事務局

現在、いらっしゃいません。

清水会長

もし、途中で入られたらお入りになって結構だと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

清水会長

そのようをお願いいたします。

3 議題

(1) 国民健康保険料(介護納付金分)の見直しについて

清水会長

それでは、会議次第に従いまして、国民健康保険料(介護納付金分)の見直しについてということと諮問を受けております国民健康保険料(医療給付費分)の見直しについてということで、このことについては第 4 回目の審議になるのだらうと思います。

それでは、きょうまた資料を提出していただきました。その資料について事務局からまず御説明をいただきます。

いつものように9時を目安にこの会は閉じたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは事務局、お願いいたします。

事務局

それでは、本日お配りいたしました資料の確認を先にさせていただきます。

本日お配りいたしました資料につきましては、資料1といたしまして、平成19年度各市国民健康保険税・料の医療分賦課限度額（56万円）についてという資料をお出ししてございます。資料2といたしましては、介護保険料になります。資料3の1といたしまして、平成19年度国民健康保険料 介護分 予測という資料をお配りしてございます。資料3の2といたしまして、介護分にかかわる所得階層の表をお出ししてございます。資料4といたしまして、平成16～19年度の財政状況の推移〔一般被保険者分〕であります。資料5の1といたしまして、平成19年度国民健康保険料 医療分 予測、続きまして資料5の2といたしまして、この医療分にかかわる所得階層の表をお配りしてございます。

資料の漏れ等はございませんでしょうか。

それでは、資料1から説明させていただきます。

資料1の、平成19年度各市国民健康保険税・料の医療分賦課限度額（56万円）について、前回の12月22日の協議会で情報提供させていただきました。19年度の税制改正大綱で、国保税の賦課限度額を現行の53万円から56万円に引き上げることを盛り込んだということで、その各市の状況を調査させていただきました、このような表を作成いたしました。

現在、56万円に引き上げを予定しております市につきましては、24番目になります東久留米市から御報告をいただいております。また、12番のあきる野市につきましては、20年度に引き上げを考えているという御報告をいただいております。

右端の検討中・未定という欄ですが、現在西東京市を含めまして8市につきましてはまだ未定という状況でございます。

そのほかの市につきましては、今年度に56万円に引き上げる改定は行わないという回答をいただいたものでございます。

それでは引き続きまして、資料2、介護保険料につきまして説明させていただきます。

資料2の表につきましては、1 平成19年度 概算介護給付費納付金額という形で、国から19年度の概算額について通知がございました。被保険者数につきましては2万443人を見込み、1人当たり4万9,500円、したがって西東京市としての概算額が10億1,192万8,500円となります。

2番目の、平成17年度確定介護給付費納付金額という形で、17年度の概算を行いました数値に基づいて確定値がここで固まりました。確定といたしましては9億175万

5,000 円、概算額として支払いが終わっておりますのが、9 億 2,189 万 4,948 円でございます。したがって、精算金という形で、19 年度に 2,013 万 9,948 円が還付されるという形になりました。それとあわせて調整金額も還付という形で、下の段ですが、2 万 3,164 円を加えて、17 年度の精算といたしまして 2,016 万 3,112 円が還付という形になりました。

先ほどの 1 番の、19 年度の概算介護給付費として納付する金額、10 億 1,192 万 8,500 円から 17 年度分の還付金を差し引きまして、西東京市として支払う金額が 9 億 9,176 万 6,000 円となります。したがって、この 9 億 9,176 万 6,000 円の半分に当たります 4 億 9,588 万 3,000 円を介護保険料で賄うことになります。

資料 3 の 1 ですが、18 年度の均等割、料率を用いまして、現在加入なさっている方の所得状況から介護保険料につきまして算定した表でございます。

こちらにつきましては、1 算出額という形で (1) 所得割額、(2) の資産割額、(4) の平等割額につきましては介護保険にはございませんので、(1) と (3) の均等割額で算定いたします。こちらにつきましては、算出額を 6 億 8,101 万 1,095 円で計算いたしました。

2 の軽減額は、6 割軽減、4 割軽減という形で算出を行いました。軽減額といたしましては 2,910 万 6,760 円を見込んでございます。

3 といたしまして、限度超過額の算定を行ってございます。こちらにつきましては、算出額である 6 億 8,101 万 1,095 円に対しまして、今年度の限度超過額を超えた割合を平均割合という形で 17.51% を用いました。したがって、限度額を超える額といたしましては 1 億 1,924 万 5,043 円という見込みを立てました。

4 番目の端数調整につきましては、保険料につきましては 100 円単位で賦課いたしますので端数部分については切り捨てとなりますので、その割合を 0.1% に見込んでございます。したがって、端数調整額といたしまして、53 万 2,293 円を見込んでございます。

5 番目の月割増減額という欄でございますが、こちらにつきましては年度当初に算出額を算定した場合、所得税等が確定した後という形になりますので、7 月に年度当初の調定を行います。そのときに、4 月から 6 月の間に被保険者が転出または社保に加入なさるといったような形で喪失されますので、その方の割合を月割増減額という形で 1.81% として見込んでございます。したがって、減額といたしまして、963 万 2,000 円の減を見込みました。

6 番目といたしまして、当初調定額ですが、先ほどの算出額から軽減額、限度超過、端数調整、月割増減額を引きまして、5 億 2,249 万 5,000 円と見込んでございます。

7 番目といたしまして、一般と退職の割合比率を掛けまして、全体を一般の加入状況、82.38%、退職の割合といたしまして 17.62%、こちらにつきましては 18 年度を参考に

率を調整させていただいております。先ほどの5億2,249万5,000円に割合を掛けまして、一般といたしましては4億3,043万1,381円、退職割合といたしまして17.62%を掛けまして、退職者として9,206万3,619円を見込んでございます。

8番目といたしまして最終調定額ですが、こちらにつきましては7番目の一般退職割合を掛けた金額に対しまして、当初調定から最終調定を行ったときに、先ほどの7月から3月までの間に転出入がございますので、そちらの増減額の割合をもってこの伸び率としてございます。一般では、4億3,043万1,381円に対して99.76%の伸び率を掛けまして、4億2,939万8,345円を最終調定額と見込んでございます。退職につきましても、9,206万3,619円に106.19%の伸びを見込み、9,776万2,357円を最終調定額といたしました。こちらの最終調定額に、収納率、一般では93%、退職では99%の収納率を用いまして、最終的に予算額欄で、一般を3億9,934万460円、退職を9,678万4,733円と見込みました。

そのトータル額が四角く囲ってございます。4億9,612万5,193円。18年度の料率を用いまして見込んだ介護分の保険料といたしまして、4億9,612万5,193円を見込んでございます。

先ほどの資料2の介護保険料を見ていただきますと、この4番でお示しいたしました、介護保険料として賄うべき額といたしまして4億9,588万3,000円と、資料3の1、予算額のトータル数字、4億9,612万5,193円を見比べていただきますれば、19年度の介護給付費納付金額は、現在の料率で算出した保険料で賄われるという見込みが現在立ってございます。

資料3の2につきましては、先ほど資料3の1で、介護保険料の算定につきまして説明いたしましたが、そちらの算定に用いました所得階層の表となります。

こちらにつきましては、所得なしの方から100万以下の方、200万以下というような形で100万単位の階層区分で作成いたしました。

それでは資料4、平成16～19年度の財政状況の推移〔一般被保険者分〕、こちらの表につきまして説明させていただきます。

こちらの表は、前回の協議会のときにお示しいたしました表で数値が確定していなかった部分を再度更正いたしました。前回説明を申し上げましたが、(1)保険給付費の一般・療養給付費等につきましては、10月診療分時点ということで見込みを立ててございます。右ほどにございます、19年度予算見込額1月26日更正の金額につきましては、11月分の診療報酬が確定いたしましたので、それを用いまして見込みを立てました。したがって、前回お示しいたしました、18年度決算見込額につきましても数値を今回変更させていただいております。

増減につきましては増減差という欄を見ていただきたいと思います。こちらでお示しいたしましたように、一般・療養給付費につきましては1億2,382万3,000円を減と

いたしました。この要因といたしましては、11月分の診療報酬額が確定いたしましたので、診療報酬額が前回の見込みより低く抑えられていたという状況で、再度年間ベースで見込みを立て直しました。その結果、伸び率は前回4.8%で推計いたしましたが、3.8%という形で低い伸び率に抑えることができました。

同様に、1段下の一般・療養費の伸び率につきましても、14.5%を13.7%、こちらにつきましても前回との差が246万円の減という形になりました。

2段下の一般・高額療養費につきましても、伸び率7.1%から6.8%という形で伸び率を抑えることができました。こちらの額につきましても、364万4,000円を減といたしました。

(2)老人保健拠出金(退職者分除く)こちらの欄につきましても、前回お話をいたしましたので、精算額等につきましても係数がまだ西東京市に来ておりませんでしたので、前年度の数値を用いて推計をいたしましたが、精算金額が前回の見込額より確定数値が伸びてしまったがために、1億6,295万6,000円を今回増額させていただいております。したがって、真ん中、合計(B)の欄で、前回の差額といたしましては、3,302万9,000円の増という形になってございます。

今回は歳入項目、(1)保険料につきましても説明を申し上げます。

こちらにつきましても、次の資料をお開きください。資料5の1といたしまして、平成19年度 国民健康保険料 医療分 予測という形で算定した表をおつけいたしました。

こちらにつきましても、年度当初の算出額という見込みとして、所得割、資産割、均等割、平等割、これを現在の料率で設定いたしましたので、見込みの人数、世帯数において積算いたしました表でございます。こちらの表で、現在算出合計額として、61億5,025万7,556円を見込みました。これに対して、6割、4割軽減を行う世帯等の2番目で軽減額を算定いたしました。こちらの軽減額が、2億3,363万4,800円という推計を立ててございます。

3番目といたしまして、限度超過額につきましても、9億4,784万7,988円が限度を超える額という形で見込んでございます。

4番目といたしまして、端数調整、こちら100円単位でございますので、こちらの端数調整率0.04%ほどを掛けまして、額といたしましては、198万7,768円を見込んでございます。

5番目といたしまして、月割の増減額という形で1.51%ほどの平均割合を用いまして、7,499万8,000円を減額という形で見込みました。

6番目の当初調定額につきましても、軽減、限度、端数、月割を引きまして、最終的に当初の調定見込みですが、48億9,178万9,000円を見込みました。一般退職の割合率をこちらの金額に掛けまして、一般の割合といたしましては、39億951万7,769円。

退職割合 20.08%を掛けまして、退職は 9 億 8,227 万 1,231 円を見込みました。

最終調定額といたしまして、こちらの額に伸び率、一般は 99.09%、したがって 38 億 7,394 万 1,157 円を見込んでございます。退職につきましては、102.26%の伸び率を用いまして、10 億 447 万 561 円。合計額といたしまして、48 億 7,841 万 1,718 円を最終調定額と見込みました。

こちらの最終調定額に一般退職おのこの収納率を掛けまして予算額を見込みました。収納率、一般につきましては 93%を用いました。したがって、こちらの最終金額は、36 億 276 万 5,276 円を見込んでございます。退職につきましては 99%の収納率という形で、9 億 9,442 万 5,855 円を見込んでございます。

医療分につきましては一般の予算額を見ていただきたいと思います。四角く囲ってございます。こちらが、36 億 276 万 5,276 円。1,000 円単位でまとめてございますので、先ほど資料 4 の表をごらんいただきたいと思います。

歳入の保険料の欄になります。19 年度予算見込額 1 月 26 日更正の欄を見ていただきますと、先ほどの算出表に用いました、36 億 276 万 5,000 円という形で、保険料につきましても、前回お出しいたしました資料等をもとに再度見込みを立て直してございます。こちらの見込額で、4,076 万 1,000 円ほどの増額が見込めるようになりました。

その下の、(2) 国負担金並びに (3) 都支出金につきましては、先ほどの老人保健拠出金が伸びてございますので、こちらに対する負担割合を掛けまして算出いたしました。したがって、(2) 国負担金につきましては、1,190 万円の増額を見込んでございます。

(3) 都支出金につきましては、同じく、245 万円の増額を見込みました。

歳入欄の合計 (A) 欄になりますが、こちらの増加額といたしまして、5,511 万 1,000 円の増を見込んでございます。

したがって、19 年予算見込額 1 月 26 日更正欄の歳出合計 (B) 欄が、115 億 3,703 万 1,000 円を歳出としてみてございます。歳入合計であります合計 (A) 欄は、歳入といたしまして、115 億 1,333 万 6,000 円の見込みでございます。

一番下の収支差引額欄を見ていただきますと、2,369 万 5,000 円が現在のところ歳入不足として見込んでおります。

資料 5 の 2 といたしまして、先ほどの資料 5 の 1、医療分の予測に用いました所得階層につきましては、参考に資料として提出させていただきました。

資料の説明については以上でございます。

清水会長

ありがとうございました。

それでは、とりあえず今日配っていただいた資料の説明をいただきましたので、御質問をいただこうと思います。前回の審議会のときにもさまざまな御意見が出まして、ま

とまらずに今日に至ったのですが、今日玉置委員からも配っていただきましたし、宿題ではないですが、お正月に18年度実施医療制度改革の解説をごらんいただいたと思いますので、この辺も御参考にしながら御意見をちょうだいしたいと思います。

どうぞ。

平野委員

いろいろと資料があって御説明をいただいたんですが、一つは介護保険料については、今の保険料率がちょうど収支とんとんでそのまま据え置いても何とかやりくりできる、そういうふうに見込んでいるという理解でよろしいのでしょうか。

事務局

介護保険料につきましては、先ほど説明を申し上げましたように、19年度の納付金額に対して現在の料率で保険料の徴収をした場合、わずかではございますが、70万ほど上回るのではないかと推計してございます。したがって、介護保険料につきましては、料率については据え置きということで今回は諮問を差し控えさせていただいてございます。

平野委員

そうすると、この場での議論は……。

清水会長

介護保険料について、料率の……。

平野委員

見直しの議論は、この協議会では必要ないですよという理解でよろしいんですね。

清水会長

はい。諮問を受けておりませんので。

平野委員

質問ですが、1人当たりの負担額というのは、私は資料を持っていないんですが、18年度と比べて、この資料では4万9,500円となっておりますが、これは膨らんでいるのでしょうか。これは国から来るんでしょうが、参考までに。

事務局

国で、全国の40歳から64歳の方の推計をしてございます。その中で、19年度につきましては4万9,500円の概算額となっております。18年度につきましては、4万7,700円を概算額として支払いをしてございます。

平野委員

そうしますと、1,800円負担額がふえているわけですね、1人当たり。

事務局

そうです。

平野委員

それでもなおかつ、何とかやりくりできるというのは、要するに、お話として1人当たりの負担がふえているにもかかわらず、今の料率はいじらなくても賄えるという一番大きな理由は.....。

事務局

資料2を見ていただきまして、1番の平成19年度の概算介護給付費納付金につきましては、10億1,192万8,500円という形で、当然18年度より増額になってございます。先ほど申しましたように、18年度に比べまして、増額分としては、3,679万7,400円増額になってございます。

2の、平成17年度の確定値が決まりまして、こちらで精算額という形で概算より確定が安くなったということで、2,013万9,948円と、あと調整額がございまして、2,016万3,112円を先ほどの1番の19年度の概算額から差し引いて納付するという形になります。

平野委員

要するに、17年度余分に払った分が戻ってくるんで何とかやれると。だから、18年度単年度だけで見ると、まだわからないんですよ。そうすると、まして19年度がどうなるかは。要は、17年度のゆとり分を回すことでしのげるという理解ですよ。

事務局

ですから、逆に17年度の精算がお支払いするような形になってしまった場合は、今の料率では間に合わないという状況が生まれるかと思えます。

平野委員

今の料率が本当にやりくりできる線かどうかというのは、その辺が。これは、精算してみないとわからないんでしょうが。

ただ、過去に払い過ぎた分でやりくりするから、とりあえず来年度の見直しは、市の考えとしてはやめておきましょうという理解でいいんですね。

事務局

そうですね。単年、単年で考えているということで御理解いただければと思います。

平野委員

わかりました。ありがとうございました。

関野委員

関連なんですけど、18年度は、調整金はマイナスだったんですか、プラスだったんですか。ことはマイナスに動いているという言い方ですよ。

事務局

はい。

関野委員

ただ、前年度はプラスに動いていたのか、マイナスに動いていたのか、教えてください。

す？

ことはマイナス 2,000 万となっていたけど、去年はプラス 5,000 万円程度だったのかどうかということですよ。

事務局

今年度の介護保険納付費につきましては、概算納付金額といたしましては、9 億 7,263 万……。

関野委員

質問したことの結論を先にくれる？

事務局

はい。

精算を 18 年度は行っております。それにつきましては、4,780 万 6,000 円ほど支払いをしている、プラスということです。

関野委員

プラス約 5,000 万円あったと。

事務局

はい。

関野委員

ところが、ことはそれがマイナス 2,000 万に動いていると。そういうことですね。

事務局

はい。

関野委員

だから、間に合うということでしょう。昨年度は 5,000 万払わなければいけなかった。だから上げたと。ことは、その水準のところでも、逆に 2,000 万円おつりが来ましたよと。したがって、1 万 5,000 円の 1.34%でもいいと。

事務局

そういうことになります。

平野委員

そうすると、19 年度はかなり厳しいと見ておいた方がいいんですよね。

玉置委員

逆にね。

平野委員

18 年度は、過去の分で埋めて、なおかつということですか……。

清水会長

よろしいですか。

平野委員

はい。

清水会長

諮問は受けておりませんが、御質問がありましたらどうぞ。諮問は受けなくても大丈夫だということのようですから。

いいですか、介護保険については。

(「はい」と呼ぶ者あり)

(2)【諮問事項】国民健康保険料(医療給付分)の見直しについて

清水会長

それでは次の、医療分の見直しについて、資料の御説明はいただきましたので、御質問がありましたら、どうぞお願いいたします。

12月にいただいた資料と今日いただいた資料等で御質問がありましたらどうぞ。

佐々木委員

前に出された資料との見比べでございますが、総所得それから賦課標準額が、それぞれ今回の資料の方が多くなっておりますが、どういう要因でこういうふうになっているのか、ちょっと説明していただけますか。

事務局

12月時点で算定いたしました前回の資料につきましては、高齢者の方の控除額についても、18年度ベースの調定に激変緩和措置が6万円ほどまた下がるということで見込みを行いました。そちらにつきましては、緩和措置として3,500万ほど伸びるのではないかとという形で大枠の中で見込みを前回出させていただいております。18年度の調定見込額プラス高齢者控除激変緩和措置分として3,500万をプラスして、38億3,000万ほどの調定見込額という形で前回は算出してございましたが、今回は再度所得階層ごとに現在の加入状況から来年度の人口の推移及び世帯数の増減等も加味いたしまして、現在の一世帯当たりの所得状況を用いまして新たに再度計算して今回お出しいたしました資料を作成してございます。

清水会長

よろしいですか。

佐々木委員

はい。

清水会長

どうぞ、玉置委員。

玉置委員

前回ちょっと言ったと思うんですが、答申に対して均等割の2,000円の問題がありま

すよね。

清水会長

はい。

玉置委員

もし、今回そのうちの 1,000 円を均等割で取り返すとした場合の増収はどのくらいになるんですか。

清水会長

2 万円になって、仮に 2 万 1,000 円にした場合の額ですね。

事務局

資料 5 の 1 の表を見ていただきますと、算出額の(3)均等割額といたしまして、見込予想数としては、7 万 3,298 人を見込んでございます。したがって、この 7 万 3,298 人に 1,000 円を掛けるという形になりますので、算出額といたしましては、7,329 万 8,000 円となりますが、その世帯によっては軽減を受けられる世帯または限度額を超えていらっしゃる世帯もございますので、この 7,329 万 8,000 円をベースに調整率を掛けながら算出するという形になるのかと思います。

玉置委員

わかりました。四、五千万にはなるということですね。

事務局

はい。十分なと思います。

玉置委員

そうすると、今回一番大きな変化というのは、やっぱり一般・療養給付費がかなり落ちたと。要するに、医療費抑制がうまくいって、伸び率 4.8%が 3.8 になって、この分の増減差というのは非常に大きいわけですよ。これが何と言っても大きな変化なので、これも我々実際の現場で見ている、さらにもっと続くと考えられますので、この 61 億という額と増減の 2,300 万円という比率を見ますと 0.5%以下なので、ほとんど気にしなくていいので、私としては、伸び率はさらに低下すると考えると、今回は見直さなくても間に合うかなというのが第一感ですね。

それだとこの前の答申の問題があるので、それも含めると、逆にもう一つの選択肢としては、均等割 1,000 円を上げて十分かなと考えます。

清水会長

見直さなくても大丈夫じゃないかと。

玉置委員

はい。だけど、この前の答申の問題はちょっと納得いかないの、その半分の 1,000 円だけ上げておくかなと。そうすれば全然問題はないので、少なくとも見込みとしては十分だと思うので。

ただ、間違いというか、見込み違いがあるとしたら、むしろ今後行われる特定健診の問題とか高齢者医療の保険の問題で、またさらに賦課がかかってくるかなということだけですけど。

ですから、従来のやり方としてはそれで十分ではないかと。見直さなくてもいいし、見直すとしても、前回の均等割が 2,000 円答申で下げられたのをその半分返すというぐらいで十分かなと思います。

清水会長

今 2 つの御意見が出されました。

前回もそのような御意見が皆さんから出まして結論が出せなかったんですが、きょう出された資料を見ますと、今玉置委員がおっしゃったように、見直しの必要もないのかなという思いもしますし、あるいは平成 20 年には後期高齢者も入ってきますし、そうしますと、来年度はいや応なしに全部覆されるというか、いただいた本をわからないなりに読んでみましたりしますと、思いもするんですが、いかがいたしましょうか。

議会報なども読ませていただくと、やっぱり議員さんの中には、払えない方もいらっしゃるのではというような御意見も載っていましたし、その辺を考えたりすると、いかなものでしょうか。私が言うのもなんなんですが、一市民として言えば。

神山会長代行

去年出した答申が何でいけなかったのか、その辺のところなんだけどね。

玉置委員

直接坂口市長から聞いていないので。

神山会長代行

議員先生が、いわゆる政治的に云々なのか、本当に数字的にノーと言ったのか、その辺がわからないんだよね。難しい問題でしょうが。

事務局

議員の先生たちがどういう考えを持っているのかというのはよくわかりませんが、多分支持者の皆さんの声が強かったんじゃないかなと思います。特に、低所得の方にとっては均等割の 4,100 円という値上げの幅が非常に大きいということで、その辺を主張なさったんじゃないかなと思います。

葛木委員

私は 2 期目なんですが、最初にこの協議会を開いたときに、「この協議会で決めたものは市役所で訂正されるんですか」と申し上げた回答が、「いいえ、ここで決めたものはそのままそっくり議会へ出します。役所は絶対に訂正はいたしません」という話だったんですよ。それで納得したんですけどね。それで、この間のときには訂正されたというのですが、ただしそのときにおっしゃったのは、「議会というのがあるんだから、議会は市民の声を代表しているんだから、それで議会で訂正することはあり得ますよ」とおっ

しゃいました。

だから、この間あれだったのは、市長がもし変えるんだったらば、「議会の情勢を見て、だめだから訂正された」というような説明があればわかるんですけども、「この協議会で決めたものはそのままそっくりお出しします」と役所はおっしゃったんですが、それはどうなんでしょうか。

事務局

昨年の答申どおり、うちは議案として提案いたしました。議会の中でやっていくうちに、要するに長が変更を迫られたということで、最終的にはぎりぎりの中で変更したということです。

ですから、ここの協議会での答申内容はそのまま議案として上程しました。

葛木委員

ただ、それだと、このまま上程したと言うんだけれども、議会で修正されたんじゃないかと市役所で訂正したわけですよ、それは。

事務局

そうです。

葛木委員

ですから、もし訂正するんだったら、訂正するというようなことで協議会に説明があれば、はっきりしたかなと理解したんですが。

清水会長

市長さんがお見えになって御説明はしましたけれども、それではやっぱり皆さん、何度もここへ来て検討したことに対して、あの説明ではちょっと足らなかったかもしれませんですよ。

葛木委員

はい。そういうところをはっきりしないと、ここで決めたものを市長さんが変えて出しましたという形になっちゃうんですよ、はっきり説明されないと。議会で修正されたというならわかりますけど、そうじゃないんですから。

事務局

議会で修正を迫られたんです。

葛木委員

それはどうなんですか。

事務局

みずから進んで訂正したということではないのです。議会とのやりとりの中で、修正せざるを得なかったというのが正直なところだと思います。

清水会長

結局、その不足分は補正で通ったということですので。

葛木委員

それは了解しているんですけど。

清水会長

だから、あくまでも補正を 19 年度もくっつけていただければ、この数字を見ると、今玉置委員がおっしゃったように、いけるのかなという感じもいたしますよね。

どうぞ。

金城委員

補正をやった金額というのは、その 1,000 円分に相当しているということで了解していいんですか。

事務局

補正をやった金額は 2,000 円分です。

金城委員

入った分をまた戻したということ？

事務局

そうです。下げた分、基本的にお金が足りなくなりますから、その分を補正予算で一般会計から……。

金城委員

またもとに戻したということですね。

事務局

そうです。その金額が 8,000 万円で、今までの 17 億 8,500 万円が 18 億 6,500 万円になったと。

清水会長

関野委員、何かありますか。

関野委員

ちょっと教えてください。

資料 4、(3) 共同事業拠出金について、18 年度決算云々というところに 18 年度から 6 億 4,200 万ございますね。これは、いつ予算計上みたいにしたんですか。あと、忘れてしまったんで、この中身を教えてください。

事務局

(3) 共同事業拠出金の保険財政共同安定化事業拠出金でよろしいですか。

関野委員

はい。

事務局

こちらにつきましては、18 年 10 月から共同事業がスタートしたということでございます。9 月補正を行いまして、内容といたしましては、30 万円から 80 万円未満の診療

報酬を共同事業として安定化した事業を共同で行おうということで、昨年 10 月からスタートいたしました。したがって、6 億 4,204 万 7,943 円というのは、6 カ月分の拠出金額を見込んでございます。

19 年度におきましてはこれが通年化されますので、12 カ月分という形で 2 倍ほどの金額を見込んでいるという状況でございます。

関野委員

一般市民がわかる言葉でその事業の内容を教えてください。

30 万から 60 万が何とか、診療報酬が何とかといってもわからない。共同事業というのは、どこかと何かしているんだろうと。何をどういうふうにしたのと。

事務局

都道府県内における市町村国保の保険料の平準化や……。

関野委員

何の平準化？

事務局

保険料です。

関野委員

はい。

事務局

保険料の平準化や財政の安定化を図るために、1 件 30 万以上のレセプトについて市町村国保の拠出による共同事業という形で実施されているものです。

関野委員

わかりました。それを去年の 10 月ぐらいから始めたということですね。

事務局

はい。

関野委員

それが半年だから 6 億だと。それが平年ベースだとこんな形になりますよということですね。

事務局

はい。

関野委員

わかりました。

2 つ目、資料 1 で、限度額 56 万円の調査をなさったねらいは何ですか。

事務局

前回の審議会のときに、税制大綱が変わると報告を申し上げました。そのときに、各市の状況はどうかというようなお話がございましたので、各市の状況として、56 万円に

引き上げる保険者がいるかどうかの確認ということで調査をさせていただきました。

関野委員

56 万に上げると、補助金は幾らもらえます？

事務局

大体 4,000 万です。

関野委員

4,000 万は、西東京市が何もしなくて、条例を変えることによって 4,000 万入ってくるということですか。

事務局

そういうことになります。

関野委員

じゃあ、56 万円に上げることによってデメリットを受ける人はどなたですか。

事務局

限度額を超えている世帯です。

関野委員

何人ですか。

事務局

先ほどの資料 5 の 2 を見ていただきますと、こちらの下段の中ほどに限度額世帯という形で表記させていただいております。総数で 1,104 世帯を見込んでございます。

関野委員

そうすると、さっきの 7 万何千人から見ると何千人なの？

事務局

世帯総数として 4 万 2,96.....。

関野委員

4 万分の 1,000？

事務局

世帯で.....。

関野委員

4 万世帯分の 1,000？

事務局

そうなります。

関野委員

ということは、1,000 世帯の人に我慢してもらえば、4,000 万黙って入ってくるんだ？

玉置委員

そのうちの世帯数で言えば、1,000 万以上の年収ですよ。

関野委員

そうですね。だから、逆に言ったら、56 万に上げることによって 1,000 世帯の持ち出し分が幾らで、増収分が幾らで、それだけ持ち出すことによって 4,000 万補助金があると。そのときに、持ち出しが 6,000 万だったら、補助金 4,000 万もらってもしようがないんだけど、持ち出しが 100 万とか 200 万だったら、その持ち出しであと 4,000 万もらった方が、悪いけど、効果的なのかなと。人踏む方式。そういうところは、数字的にいかがですか。そんなにうまくいく？

4,000 万もらうのに 2,000 万負担を強いるんじゃちょっときついかもしれませんが、負担を強いるのが 500 万ぐらいで、4 千何百万もらえるんだったら。

前から、附帯意見か何かで、国の補助金や何かをたくさんもらっておこうというんだったら、我々も知恵を出して 500 万か何かの負担増を皆さんにお願いしながら、都や何かの方から 3,500 万とか 4,000 万円もらうというのも一つのやり方じゃないかなと。

玉置委員

そうすると、結局 3 万円の持ち出しですよ、53 万が 56 万になるんだから。

関野委員

そうそう。

玉置委員

そうすると、1,000 人いるわけだから、3,000 万持ち出すわけでしょう。

関野委員

でも、53 から 56 まで満杯に 3 万円いくかどうかかわからないですよ、1,000 世帯が。

玉置委員

なるほど。

関野委員

でも、玉置委員がおっしゃるように、マキシマムはそうですね。

だから、3,000 万出して 4,500 万もらえるんだったら、黙って 1,500 万。今 2,000 万の話をしていますよね。黙って 1,500 万もらえるというのに、見過ごす手はあるのかな、どうなのかなと。

玉置委員

僕が考えていたのは、実際の限度額を上げて入る最大 3,000 万と補助でもらえる 4,000 万を足すと 7,000 万という額になりますよね。

関野委員

でも、そんなには……。

玉置委員

それは、後に残した方がいいんじゃないの？

要するに、特定健診とか高齢者の医療制度の内容を見て、一気に必要になる可能性と

というのがあるので、そっちに使った方がいいと思うんですね。

関野委員

ただ、前のお話だと、56万というのは、いわゆる実施率の平均値との差額を見るみただから、今はどこもやっていないところで56万だから、その差は3万円あると。だからよさそうな話で、これが全部平均56万になったら補助金はゼロに近いわけですから、先にやっておいた方が得だという発想だったら、玉置委員が言われる後々の話はあるけれども、メリットがその時点では薄くなってしまうという部分もあるのかなと。

そこは、皆さんがどういうふうに思うかと。

玉置委員

僕は、20年度か21年度に使いたいですね。

清水会長

東久留米は、案外ねらっているんでしょうね。

関野委員

ねらっているんでしょうね。

玉置委員

東久留米はそういうことなんでしょうね。

清水会長

恐らくね。ただ、本当に20年は大変ですよ。葬式も見直す可能性もありますよね。

それが目の前にぶら下がっているから。ここで限度額を上げて、またさらに.....。

関野委員

ちょっと気になっているのは、限度額を上げることで何か御褒美がもらえるんだったら、それを見過ごすことはないんじゃないのと。一方で、1,000円上げるというのは負担がかかると。その負担のかけ方はいろいろとあるんだけど、そのかけ方をしたときに御褒美をもらえるような方策があるんだったら.....。

玉置委員

早ければ20年、遅くとも21年は大変なことに、徴収の割合が億の単位で足りなくなる可能性が高いですから。

関野委員

そう思いますね。だけど、今二、三千万が足りるか、足りないか、どうしようかといっていたときに、たまたまそういう御褒美つきのやり方があるんだったらそれをひとつ考えておいてということも一つはあるんじゃないかなと。

ただ、そういうのをばくっと食うのはいかなものかというのもあると思いますけど、皆さんの話として選択肢の一つとしてあるなと。

清水会長

そうですね。

関野委員

前はそういうのをやらなくてちょっと損をしてしまった部分があったので。

玉置委員

おくれてしまって助成がもらえなかったんですか。

関野委員

何かそういう手があったんだという話があって、最後は、余り上げるのは好ましくないということです。ずるとやっていたら、補助金の2,000万がもうなくなってしまったみたいな話になったんで、だったら先食いということも一つあるなと思ったんですね。

清水会長

そうですね。選択肢の一つとしてね。

関野委員

そうですね。

それからもう一つ、来年の話というと鬼が笑ってしまうんですけど、この話をしたときにいつも出てくるのは、収入をいかに確保するかの話ばかりなんです。支出を削減するという話を一回やりましょうよ。今回じゃなくても結構です。いつか支出の削減の話をびっちりしませんか。どこの家庭でも、収入が少ないといたら、電気代を削り、食費を削りなんです。ここのところそういう論議はない。だから、皆さんの中でそういうのをやるべきだと思っています。

知念委員

蒸し返すようですが、この共同事業拠出金の保険財政共同安定化事業ですが、これが約1億ほどここで赤字になってしまいますね。拠出金が、歳入の(4)共同事業交付金の事業交付金というところは1億ほど少なくなるんですね。13億出して12億しかない、そういう考えでいいんですか。

事務局

はい。

知念委員

ということは、保険料が30万以上から80万までの人たちが、この国保のこれを赤字にしているということですか。これは重症の人ですよね。30万というのは、開業医では、保険料は大体1万円以下です。すると、重症というか、入院している人、お金がかかっている人を少なくするのが一番いいんじゃないですか。そういう意味でとっていいんですか。

事務局

共同事業というのは、基本的には保険の保険なんです。要するにここでうちの方が何で歳入の方が少ないかという理由は、うちの医療費が30万から80万以下の人の医療

費が平均より少ないんです。

共同化事業ですから全体をプールしますよね。その平均でそれぞれ負担していくわけですね。そうすると、平均以上のところは、負担は平均でやりますから、レセプトがかかっているのが平均以上であれば、もらう方が多くなるんですよ。ですから、西東京市の健康状態はほかよりもよろしいということなんですね。

知念委員

だから、出ていくのより少ない？

事務局

はい。逆に言うと、これが保険の保険と言われるゆえんなんですね。

関野委員

余りかからないから、保険料で6億払っているんだけど、戻しが5億しかこないということですよ。

事務局

そういうことなんです。

関野委員

だから、知念委員が言っているように、そのために1億は持ち出ししてしまっているんです。

知念委員

ほかのところがとっているということですか。

関野委員

そうです。

知念委員

じゃあ、ここは一生懸命やっているということですね。

関野委員

はい。

知念委員

余計な話をして済みません。

関野委員

保険をやめてしまうと、また大変なんでしょうね。

事務局

西東京市でそういうレセプトがたくさん出てしまったときに財政破綻してしまいますよと。それを共同事業で支え合いましょうというのが趣旨ですから。

玉置委員

徳洲会なんかが稼動したら、がらっと変わるかもしれない。

平野委員

80 万以上というのは共同事業でないんですか。

事務局

もともと高額療養費であります。

平野委員

そうすると、30 万を超えるレセプトについては共同でプールして、そちらの方でやりくりしましょうという仕組みになっていたんですね。下げてきたということですね。

事務局

そうですね。ですから、将来的に保険の一元化という方向があるんじゃないですか、全体的に全部プールしていこうということですから。20 年からは、前期高齢者の分の財源調整措置が始まりますから、国全体で保険を支えていこうという考え方ですから。

知念委員

わかりました。ありがとうございました。

清水会長

大体意見……。

平野委員

しつこいようですが、わざわざ 2 つに分けているというのは、国の補助金とかそういう関係で共同事業が 2 本に分かれるんですか。

事務局

高額療養費と保険財政共同安定化拠出金というのは違うんですね。

平野委員

これは、国がやっている制度で、下が東京都だけの制度という理解ですか。

事務局

そうですね。

清水会長

今皆さんから大体 3 通り出しましたが、いかがいたしましょうか。見直さなくてもいいじゃないのという意見と、1,000 円アップしたらどうかというのと、関野委員から出た、上限額を 56 万円にして有効的にもらった方がいいんじゃないのというような御意見でしたが。

玉置委員

行政がわざわざ 56 万円アップというのを出したというのは、見通しがあったと思うんですが、ことしそれをやらないと、20 年度、21 年度は補助金がもらえそうもないというような、その辺の見通しはあるんですか。

事務局

補助金については多分不確定な要素があるのでこの場で何とも言えないのですが、今までは、結果として先に上げたところがもらってきたという経過があるので、その轍を

踏むのもいかなのかなと思うんですが、事務上の手続からいうと、税制改正で政令が出てくるのが3月末なんです。それで、議案を出すのが3月初めなんです。そうすると、政令が出てくるまで議案の採決ができないんです。一般的には、専決処分で税をやるという、要するに長が決裁してやってしまうという手もあるんですけど、保険料に限っては、うちでは専決でやったという経過がないんです。必ず議会でお認めをいただいてやってきたという経過があるので、どうも日程的に難しいなというのがある。各市は19年度はやらない、23区もやらないことに決定しています。やるのは東久留米だけなのかもしれません。東久留米は、多分専決でやるつもりでいるんだろうと思います。

ただ、それが認められるかどうかというのも、専決でやるのが本当にいいのかどうかというのは、これから東久留米の市議会でどうなるかわかりませんが、そういう趣旨から言うと、事務的とか手続上、ほかもそうなんだから、とりあえず限度額の引き上げは見送ってもいいのかなと。理由はそこにあります。

玉置委員

ということは、19年度に56万円に値上げするということは、異例中の異例ということになるわけですね。

事務局

そういうことですね。

関野委員

財源が伴わない架空の論議という話になってしまうわけだね。

事務局

そうです。ですから、現実に56万に上げたから、先ほど申した4,000万を、「本当にくれるのか、おまえ大丈夫か」と議会で言われたら、「大丈夫です」と答えることには勇気が要りますね。

あともう一点ですが、この2,300万円をどうやって回収するのかという問題なんです。

事務方から申しますと、先ほど玉置委員からもありましたように、2,300万円は誤差の範囲なんです。ちょっとしたことで動いてしまう数字なので、その辺結構ちゅうちょがあるんです。ただ、現実の問題として、ルールで計算しますと2,300万は出ています。これは、消せません、どこかで何かをしないと。どこでできるのかというと、先ほど医療費のお話がありましたが、医療費は今までの経過を見て、過去もそうですが、ルールに基づいて計算してきていますから、19年度は医療費を下げる努力をしましょうとって下げることはできないのです。

そうすると、あともう一つは、先ほどの1,000円値上げするということですが、2,300万円だと500円ぐらいの数字で済むのかもしれませんが。

玉置委員

その辺の試算ですよ。

事務局

繰入金で 2,300 万円をふやすのかというと、今までの運営協議会の御議論の中では増額をしてこなかったということがあります。基本的には繰入金をふやさないで保険料で求めてきたという経過があります。そうすると、この 18 億 6,500 万を動かすのは難しいなと思います。

そうすると、どこをいじるのかということになると、基本的に調定額そのものはルールで計算してきていますから動かせません。唯一動くのが収納率です。ただ、収納率も、今まで現実的には、93%そのものが数字としては一定程度高い数字なんですね。収納率をアップするというには、それなりの努力と何らかの方策が必要なのかなという気がいたします。

玉置委員

西東京市の 93 というのはすごく高いんじゃないですか。

事務局

単年度で計算すればもともと高い数字です。

玉置委員

そうですね。

事務局

89%ぐらいが大体単年度で集められる数字かと思います。

平野委員

先ほど御説明をいただいたんですが、歳出の(1) 保険給付費の一番上の一般・療養給付費なんですが、前回の見込額から伸び率が 1%落ちていますが、これは今回出したのが 11 月の診療報酬の見込額までの推計で 1 月延びたということですね。

事務局

そうです。

平野委員

こんなに違ったということなんですか。

事務局

そうです。

平野委員

これは、時間的にはぎりぎりなんですかね。12 月まで見込むということは時間的に難しいんですか。

事務局

出てくるのが 2 月 10 日なので条例の成否に間に合わないのです。それがいつもジレ

ンマなんです。ぎりぎりまで見られればいいんですが。

平野委員

わかりました。

事務局

このようにすぐ1億ぐらい動いてしまいますので、2,300万ぐらいは本当に動いてしまう数字なんですね。

清水会長

下がりそうだという、先ほどの玉置委員のお話だったから。

玉置委員

現場で見ていると、全体的に医療費抑制策がかなりきいていると。もう一つは、インフルエンザがはやっていないんですよ。これが、今までの通年レベルの見込みの計算と違う。今までは、必ず12月、1月というのはインフルエンザがはやっていて医療費がふえるんですけども、ことしは出ていないということです。だから、その分は確実に下がるから、この2,300万円というのはすぐ消えますよと。

平野委員

去年よりかは冬場が恐らく減るだろうということですね。

玉置委員

はい。

清水会長

現場からのお声ですからね。

平野委員

はい、わかりました。

玉置委員

ただ、さっき事務方が言ったように、こうやって出してしまうと、逆にこれに対して大丈夫そうだからという見込みでほうっておくこともできないのかなと。

そうすると、さっき言ったように、均等割を1,000円上げるか、認められやすいように500円ぐらいにするという、政治的な配慮としてやっていくかだと思うんですね。これ以上いじってもしょうがないと思うんです。

清水会長

1,000円アップか500円アップになってまいりましたが。

関野委員

そのところは、ちょっと見方が違うんですよ。2,300万のマイナスとは見ていないんですよ。積み増された8,000万円はまた戻すべきだと思うから、ここには1億の赤字があると、もし見るんだったらそう見るべきじゃないのかなと。

玉置委員

それを確認しておかないといけませんよね。

関野委員

それで、どう戻すんだとかという話にならないと、ちょっと話がおかしくなってしまうなど。

玉置委員

補正予算で繰り入れを 8,000 万増やしたわけですよね。

事務局

そうです。

玉置委員

それが来年もそのまま持続するという……。

事務局

そういう約束ですから。

関野委員

逆に言ったら、どんどんそういうのをやられて拡大したら、それが前例になってしまうわけですよ。もう一方、前に事務局から、いわゆる持出金のありようについてはどうするのかと、向こうでも考えている。だから、少なくともこの話というのは、18 億で考えるのか、そうすると 2,300 万だと。私は、去年の補正されたのはそうだけど、予算としては 17 億の持ち出しと見ないと、財政の健全化という視点が何も無い。

玉置委員

最終的に市民に、全部一般財源としてかかわってきますからね。

関野委員

そうですね。ただ、そういう一つの見方があった上で、どっちを見るのか。ただし、危険なのは、2,300 万だからというんじゃなくて、あとの 8,000 万があるんだよと。それは、今の事務局のお話だと、それを出してくれるという話なんだけど、もう一歩進んで、小さくするかどうかは、そんなこともあるのかなということは見ておかないといけないんじゃないのかなとは思っていますけどね。

だから、関野は 56 万一本で終わりという意味じゃなくて、そこありますので。ただ、補助金の話は、うまくいけばうまくできたというやり方ですが、ただ事務局からは、「不確定で約束手形みたいなものだから、財源措置が伴わない」と言われてしまうと、考えはないので、そうなってくると、真摯に 1 億を見据えた上で話をしないと、ちょっとかかったらいいのかなと。

玉置委員

今関野委員が言われたことは、ここには基本的には関係ないんだけど、実はすごく大事なんで、そこら辺は市全体の財政ということと市民の税金の割り振り方という最も原則的な問題なんですけど、それを附帯意見として出すことはできないんですか。

清水会長

できますよ。

玉置委員

それを出しておいた方がいいと思います。

清水会長

行財政改革上、私たちは2万2,000円が妥当だということで出して、でも8,000万円つぎ込んでとんとんいったけれども、また19年度赤で、それがまた補正されるのかというところの確認をしていかないといけないんじゃないかという皆さんからの御意見ですが。

この協議会の委員はすごく前向きですよ。一般財政の繰り入れを少なくすべきだということから出発しているんですものね。

玉置委員

大事なことだと思いますよ。

清水会長

本当に不思議ですよ。そこまで市の財政を頑張って皆さん頭を悩ませているのに。

でも、事務方のお話ですと、今年度補正を組んでいただいた分は確実に大丈夫だというニュアンスなので、いかがでしょうか。とりあえずは、20年の大きな医療制度改革がありますので、その時点ですごく値上げになる場合もきっとあるでしょうし、逆に安くなる場合もあるでしょうが、その辺はわかりませんが、その辺で検討することにははどうでしょうか。そこで、先ほど関野委員がおっしゃったように、支出面で私たちももうちょっと見直して、その上に立った20年度の保険料なりの検討をしていくという形にしたらどうかしらと思うんですが、いかがでしょうか。それで、附帯意見をいっぱいつけるということで。

平野委員

変えなくていいならそれに越したことはないんですが、事務局のお話だと、数字のつじつまが合わないものは出せないと思うんですよ。

玉置委員

これを合わせるだけだったら、均等割で多分500円ぐらいで済むんじゃないかと思うんですよ。

平野委員

でも、清水会長が今おっしゃったのは、20年度に大きな見直しをせざるを得ないんだから、とりあえずはここで細かなものはいじらないでという趣旨だと思ったんですが。

清水会長

見直さなくてもとんとんじゃないかというニュアンスも。

玉置委員

本来であれば見直さないです。さっき言った理由で、インフルエンザもないし。

関野委員

収支が赤の予算というのはないでしょう。

玉置委員

多分、赤のままでは出せないと思うんですよ。

事務局

先ほど申したように、これを解消するには収納努力をなおかつしなければならないのです。今までどおりでは収納が上がらないのです。

関野委員

それは、偽装問題だとかと同じ構造に……。

事務局

うちが考えているのは、運営協議会の結論で据え置きという話になれば、この2,300万円を埋める方法というのは収納努力しかありませんと。そうすると、今までどおりでやったのでは今まで以上には上がりませんよという理屈は当たり前ですよ。それに、今は収納推進員をつけていますから、収納推進員を増員してください、それで今年ぐらいはやりましょうと。20年の大きな制度改正のときにもう一回あわせて考えたらどうかという話は財政、首長ともしています。

平野委員

93を0.何%でのみ込めるんですかね。

事務局

93.6ぐらいに上げないとだめですね。

平野委員

かなり大変ですよ。

事務局

きついです。

玉置委員

理想的な収納率を上げてしまっているから無理だよ。

事務局

最初から基本値で上げてしまっていますからね。

佐々木委員

予算上、予備費というのはあるんですか。

事務局

予備費はございます。

佐々木委員

それでこの額を調整するというのはいないんですか。

事務局

予備費を使うのは途中からですので、当初から予備費を使ってということは……。

佐々木委員

当初から使うんじゃないなくても、何かのために予備費を設けるわけですよ。

事務局

そうです。ですが、最初から三角の予算書はつくれないのです。これをゼロにしないといけないのです。それが難しいのです。

松川委員

とりあえず 500 円を出した金額でやっておけば……。

玉置委員

500 円で大丈夫ですか。

松川委員

1,000 円だったら確実だよ。

玉置委員

そうですね。

松川委員

とりあえずそういう形で出さないと。やっぱり財政健全化のためにも。

清水会長

そうですね。均等割を 2 万 1,000 円で答申しますか。行財政改革に協力すると。

本橋委員

去年は、所得割というのは 0.何%か上げたんですかね。

事務局

上げました。

清水会長

ほとんど見直したんですね。

本橋委員

去年は、所得と均等と限度額と全部上げたんですよ。

清水会長

そうですね。

本橋委員

そうすると、やっぱり議会に入ったときに、結局所得割ですと、所得の低い人と高い人を比べれば、割合ですから高い人の方が金額が大きくなりますよね。この辺は議員さんも何とも言わないんでしょうけれども、特に均等割は、3 人家族という 6,000 円アップになってしまいますから、その辺は市民に非常に弱い議員さんというか、市民の意見を取り入れる議員さんにとっては、やっぱり所得の低い人たちのことを考慮するとい

うのはしょうがないことかなと思うんですが、限度額も18年度で53万円に上げていますが、平等割はほとんど上げていなかったのだから、先ほどから出ているように、今回はほかのものを据え置くのであれば平等割を1,000円でも500円でもアップした方がいいんじゃないかと思うんですが。

清水会長

そうすると、3人のお宅は3,000円アップとなりますよね。

本橋委員

そうなりますね。最高限度額を56万に上げるという補助金の話もあるとは思いますが、確かに所得の高い人たちは数が少ないので直接的な苦情はそんなに出不いかも思えないですけど、やはり続けて最高限度額を上げるというのはどうかなと思うんですが。

佐々木委員

意見でございますが、積算上2,300万の赤字が出るわけでございますので、これを埋める程度、500円になるのか、700円になるのか知りませんが、そういう形で処置しておくのが正しいやり方じゃないかなという気がします。

玉置委員

そうしないと困るんです、多分。出せないと思います。

どのぐらいになるのか、計算はできませんか。

事務局

粗い計算で申しわけございませんが、均等割につきまして7万3,298人に500円アップという形で見込みますと、3,664万9,000円ほどになります。それに対して、予算額との比率で見ましたら、75.2%が軽減措置等ございますのでそちらを加味いたしまして、最終的に見ますと、一般に係る部分としては2,200万円ほどになるのかなと思います。

玉置委員

足りないな。

金城委員

均等割と平等割のどちらかをどういうふうにもっていくかというのは最初にありましてよね。

玉置委員

応能と影響はちゃんとバランスをとりましょうというのがもともとの大原則であって、それにのっかってこの前は答申を出したわけですから、答申を削られた部分というのは、逆にバランスを崩しているわけです。そのバランスを戻そうとするわけだから、それはだれが見ても絶対正しいはずなので。

確かに均等割というと、低所得で大人数の所帯にはかなりきついで、この辺を配慮すると、建前を合わせるだけですから、1,000円というよりは600円と言ったほうが全然受けはいい。

清水会長

受け取り方はね。

玉置委員

そう。要するに、この三角をなくせばいいんだから。

清水会長

そうですね。

関野委員

均等割というのは1円までいいんですか。

事務局

100円単位です。

関野委員

変な話ですが、789円がピタコンだということ、議会も削りようがないだろうと。変に1,000円とか何とかということ削られてしまうけど、きれいに789円ですとか出ると、通りやすいのかなと思ったんですが。

事務局

議会は、基本的にこの財政だけを見てはいないんですよ。ほかとの絡みでやりますし、ことしは多分値上げラッシュです。まず、ごみが有料化されます。それから下水道も値上げになります。

玉置委員

だから、補正予算でこっちに回した分ほかの税收をふやしていれば、同じことなんですよね。

清水会長

そうですね。

事務局

ですから、全体としてどういうふうにかえるのかと思いますが。

ただ、ごみも下水も市民全員ですが、国保は加入者だけです。そういう意味では、国保財政の健全化というのは目指さなければいけないと思います。

清水会長

そうですね。

玉置委員

600円で間違いなくよければ、600円と決めてしまってもいいんじゃないですか。

清水会長

そうですね。

事務局

次回は、答申案も含めてその計算の確認をしていただければ。

清水会長

はい。

玉置委員

さっき関野委員が発言してくれた意見を必ず附帯意見として必ずつけると。

清水会長

はい。

玉置委員

この問題は我々はちゃんとやっていますよと、この前の仕返しではないけれども、議員さんたちに対してこの辺をちゃんとわかってやりなさいと。

清水会長

そうですね。

今試算していただいておりますが、均等割を2万600円でできるか。700円になる可能性もありますか。

事務局

粗くて本当に申しわけございませんが、2,600万円ほどになるのかなと。

清水会長

それなら大丈夫ですね。

玉置委員

1,000円アップより600円アップの方が、よく考えたなと了解してくれんじゃない、市議会はさらっとしか見ないから。

清水会長

それでは意見をまとめさせていただきます。

均等割額を2万600円とするということで……。

関野委員

計算してもらって確認しましょうと言わないと。

清水会長

そうですね。計算していただいて、600円じゃちょっとというのであれば700円でまた計算していただいて、次回それを出していただくと。あとは、附帯事項をつけたいと思いますので、今関野委員、玉置委員からも出していただきましたが、そのほかに、また都とか国に補助金をもらうことも入れないといけないだろうと思うし、その辺をぜひ出していただいて、事務局に御連絡いただいた方が文章化できるんでしょうか、31日より。

玉置委員

文章のたたき台を一回つくって、僕と清水会長と関野委員あたりに見てもらおうということ。

あとは、今の議論の内容を附帯事項として強力に言った方がいいと思います。

清水会長

文案を 31 日に出していただいて、時間をかけて皆さんと検討して、清書してつくる
ということでもいいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

清水会長

そのようにさせていただこうと思いますので、私たちが真摯に受けとめてやっている
という附帯事項を入れたいと思います。

平野委員

老人保健拠出金は、確定金額という理解でよろしいんですよね。これが動く可能性は
あるんですか。

事務局

最終的には 4 月に確定となります。

平野委員

いずれにしる、今の時点ではこれを使わざるを得ないと。

事務局

そうです。

平野委員

見込みが去年大きく動いたというのが、今ぐらいの時期にありましたよね。

事務局

はい。

平野委員

それに相当する数字ですか、変わった後の。

事務局

そうなります。

平野委員

これが年度内に変わることはないですね。

事務局

はい。

平野委員

わかりました。

玉置委員

ただ、後期高齢者が動くと拠出金も丸っきり変わってしまうんでしょう。

事務局

はい。

平野委員

いずれにしる、この予算をつくるに当たってこれが動くことはないですね。

事務局

はい。今回はないと思います。

平野委員

わかりました。

関野委員

細かく言うとおかしいんですが、1億6,000万というのは、向こうから来た請求の試算したシミュレーションの数字があると思いますが、全くピッタコン、0.1%ぐらいでも上積みはなさっていない？

事務局

これは、12月時点でうちが積算した数字から向こうで確定してきた数字の差が1億6,500万です。うちの見方が1億6,500万足らなかったのです。

関野委員

別にいくと、28億2,800万というのは.....。

事務局

向こうからの通知の数字です。

関野委員

それはまだ暫定値でしょ？

事務局

はい。

関野委員

そうしたときに、0.1%程度の上乗せはしていない？

事務局

していません。

玉置委員

何で18年度に比べて19年度の予算見込額が減っていたんですか。

事務局

国保に残っている人がふえていくからです。向こうの人数が減るから拠出金の医療費も減っていくだろうというのがお国の考え方だったんです。ところが、現実の問題としてはそうじゃないんです。

玉置委員

わかりました。

(3) その他

清水会長

事務局から何かありますか。

事務局

開催通知を後ほどお配りさせていただきたいと思います。

それと、2点ほど事務的な連絡がございます。

皆様にお支払いをしております委員報酬ですが、平成19年の税法改正によりまして定率減税が廃止されることと所得税から住民税への税源移譲に伴いまして、本年1月1日以後に入金させていただく委員報酬につきましては、6%でなく3%の控除にさせていただきますいております。現在、委員報酬は1万800円になりますので、口座入金額は324円を控除いたしまして、1万476円になります。12月の協議会の委員報酬につきましても3%控除の1万476円で執行させていただいております。

こういうことで御了承をお願いいたします。

事務局

今回は報告ということですが、西東京市の国民健康保険条例の改正を予定している点もございまして、結核医療給付金について結核予防法が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に包括されることに伴いまして、この法にさせていただくという条例改正をいたしてございますので、報告させていただきます。

以上でございます。

清水会長

ということです。

それでは開催通知を配っていただけますか。

〔事務局より開催通知書の配付〕

清水会長

先ほど、皆様から出たようなことをぜひ盛り込んだ答申の素案をつくっていただきたいと思います。

4 閉会

清水会長

長時間ありがとうございました。次回もよろしく願いいたします。

午後8時56分 閉会